

飾磨中央公園再整備・管理運営事業  
指定管理基本協定書（案）

令和7年4月

姫路市

# 目次

(目的)	1
(対象施設)	1
(協定の期間)	1
(管理の基本方針)	2
(管理運営業務の範囲)	2
(指定管理料)	2
(権利義務の譲渡等の禁止)	2
(管理運営業務の委託等の禁止)	2
(指定の取消し又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止)	2
(管理運営業務の内容変更又は中止)	3
(管理運営業務の不完全履行)	3
(損害賠償)	4
(業務責任者の通知)	4
(印影の承認等)	4
(事業計画書)	4
(報告等)	4
(調査等)	4
(施設等の使用)	5
(施設等の現状変更及び原状回復)	5
(物品)	5
(修繕)	5
(施設等及び物品の滅失又は損傷)	6
(防火管理者)	6
(自主事業)	6
(非常事態時の対応)	6
(文書の取扱い)	7

(個人情報保護)	7
(情報公開)	7
(変更の届出)	8
(管轄裁判所)	8
(協議)	8
別紙	10

## 飾磨中央公園再整備・管理運営事業

### 指定管理基本協定書

姫路市（以下「甲」という。）と、署名欄記載の各構成法人（以下総称して「乙」という。）は、以下のとおり、乙が、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 5 条の 6 第 1 項に規定する認定計画提出者として行う飾磨中央公園再整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）において、姫路市立公園条例（平成 18 年姫路市条例第 52 号。以下「条例」という。）第 33 条の 2 の規定に基づき、指定管理者として飾磨中央公園のうちの特定公園施設の管理運営業務を行うに当たり、指定管理基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定において別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、本協定において用いる用語の定義は、甲及び乙の間で締結された令和●年●月●日付「飾磨中央公園再整備・管理運営事業 Park-PFI 基本協定書」（以下「Park-PFI 基本協定」という。）に定められたとおりとする。

#### （目的）

第 1 条 本協定は、甲が公表した「飾磨中央公園再整備・管理運営事業 公募設置等指針」（以下「公募設置等指針」という。）を受けて、乙が甲に提出し、認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のもの。）及び付随する一切の書類に基づき、法及び条例並びに法令等の定めるところに従い、本事業のうち、甲が乙に行わせる特定公園施設の管理運営に係る業務（以下「管理運営業務」という。）を確実に円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### （対象施設）

第 2 条 甲が乙に管理を行わせる施設は、次のとおりとする。

名称 姫路市立飾磨中央公園 特定公園施設  
所在地 姫路市飾磨区細江

#### （協定の期間）

第 3 条 本協定の期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日まで（乙が本協定の規定により指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、当該取消日まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、本条本項、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 17 条、第 19 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条及び第 30 条の規定は、本協定の期間終了後もなおその効力を有する。

(管理の基本方針)

第4条 乙は、特定公園施設が公の施設であることを常に念頭において公平な運営を行うものとし、市民等の平等な利用を確保しなければならない。

- 3 乙は、管理運営業務の実施に当たっては、関連する法令、条例及び規則を遵守するとともに、別紙の指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）並びに管理運営業務の計画書及び管理に係る収支計算書（以下「事業計画書」という。）に基づき、特定公園施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的かつ適切に運営するものとする。
- 4 仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(管理運営業務の範囲)

第5条 乙が行う管理運営業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可に関すること。
- (2) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 特定公園施設の施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (4) 自主事業を行うこと。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(指定管理料)

第6条 甲は、管理運営業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 指定管理料の額は、年度毎に管理運営業務に係る予算の範囲内で定めることとし、指定管理料の額、支払時期及び支払方法については、別途年度協定により定める。
- 3 指定管理料は、原則として精算は行わない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(管理運営業務の委託等の禁止)

第8条 乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者に委託することができる業務として仕様書で定める業務については、この限りでない。

(指定の取消し又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 乙が甲の指示に従わないとき。

- (2) 乙が関係法令、条例若しくは規則又は本協定に違反したとき。
  - (3) 乙の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
  - (4) 乙の代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次のいずれかに該当する場合
    - ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
    - イ 暴力団員を使用した場合
    - ウ 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
    - エ 暴力団員と密接な交際等を有している場合
  - (5) 乙の責めに帰すべき事由により、Park-PFI 基本協定の全部又は一部が解除されたとき。
  - (6) 前各号に規定するもののほか、乙による管理運営業務を継続することが適当でないときと甲が認めるとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた乙の損害については、甲は、その責めを負わない。
- 3 乙は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに特定公園施設の土地、建物及び附帯設備（以下「施設等」という。）並びに仕様書で定める備品及び消耗品（以下「物品」という。）を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理運営業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に指定管理料が支払われているときは、甲の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた指定管理料として甲が計算して定める金額を甲に返納しなければならない。

（管理運営業務の内容変更又は中止）

- 第10条 甲は、必要があると認めるときは、管理運営業務の内容を変更し、又はその全部若しくは一部の履行を中止させることができる。この場合において、指定管理料を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。
- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（管理運営業務の不完全履行）

- 第11条 甲は、乙が管理運営業務の一部を履行しないとき、又は管理運営業務の履行が不完全であるときは、指定管理料からその不履行又は不完全部分に相当する金額の減額をすることができる。この場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、管理運営業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その責任の範囲内においてその損害を賠償しなければならない。

(業務責任者の通知)

第 13 条 乙は、管理運営業務に従事する者の中から業務責任者を選任し、直ちにその者の役職及び氏名を甲に通知しなければならない。

2 乙は、業務責任者に変更があるときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(印影の承認等)

第 14 条 乙は、特定公園施設の使用許可に係る業務に使用する印の印影をあらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項に規定する印に変更がある場合には、速やかにその印影を甲に通知し、承認を受けなければならない。

3 乙は、事務処理の便宜上必要があるときは、甲に申請し、その承認を受けて第 1 項に規定する印の印影を印刷することができる。

4 乙は、前項の印刷物を厳重に保管し、常に使用状況を明らかにしておかななければならない。

5 乙は、第 3 項に規定する印刷物が不要になったときは、速やかに、焼却、裁断等適当な方法により印刷物を廃棄しなければならない。

(事業計画書)

第 15 条 乙は、令和●年度分の事業計画書については令和●年●月●日までに、令和●年度分及び令和●年度分の事業計画書についてはそれぞれ当該年度の前年度の●月●日までに甲に提出しなければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(報告等)

第 16 条 乙は、条例第 33 条の 7 に規定する事業報告書のほか、月ごとの施設等の利用状況、管理運営業務の実施状況その他仕様書に定める事項について報告書を作成し、仕様書に定める期日までに甲に提出しなければならない。

(調査等)

第 17 条 甲は、管理運営業務の適正な実施を期するため必要があると認めるときは、管理運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、書類その他の記録を検査し、又は実地について調査することができる。

2 甲は、管理運営業務について、乙に対して必要な指示をすることができる。

- 3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に従い必要な措置を講じ、甲にその結果を速やかに報告しなければならない。

(施設等の使用)

第 18 条 乙は、施設等を施設の設置目的に従い、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

- 2 乙は、施設等を第 5 条各号に掲げる業務以外の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲から地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の目的外使用許可を得た場合は、この限りでない。

(施設等の現状変更及び原状回復)

第 19 条 乙は、施設等の現状を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。この場合において、施設等の現状の変更に係る費用は乙の負担とする。

- 2 乙は、前項の規定により現状を変更した場合であって、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指示に従い、施設等を原状に復さなければならない。ただし、原状に復さないことについて甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、自ら施設等を原状に復し、その費用を乙に請求することができる。

(物品)

第 20 条 物品は、甲が乙に無償で使用させるものとし、乙は、善良なる管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

- 2 乙は、前項の物品以外のもので乙が管理運営業務を遂行するに当たり必要とする備品及び消耗品を特定公園施設に備えるときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 物品の更新及び補充に係る費用は、消耗品については乙が、備品については甲が、それぞれ負担するものとする。
- 4 甲が乙に貸与する物品の貸与期間は、第 3 条第 1 項に規定する本協定の期間と同一の期間とする。

(修繕)

第 21 条 施設等（甲の財産であるものに限る。）又は仕様書で定める備品を修繕する必要がある場合であって、当該修繕に係る費用の見積額が 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のときは、その費用は乙が負担するものとする。

(施設等及び物品の滅失又は損傷)

第 22 条 乙は、施設等及び物品が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 乙は、施設等及び物品の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき事由により生じたときは、その責任の範囲内において、乙の負担により当該施設等及び物品を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(防火管理者)

第 23 条 甲は、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第 3 条第 2 項の規定により、乙の指定する者を防火管理者として選任し、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条第 1 項に規定する業務を行わせるものとする。

- 2 甲は、前項の防火管理者に次の権限を付与する。
  - (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
  - (2) 避難又は防火上必要な構造及び設備の適正な管理に関する権限
  - (3) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
  - (4) 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
  - (5) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
  - (6) 収容人員の適正な管理に関する権限
  - (7) 防火管理運營業務従事者に対する指示及び監督に関する権限
  - (8) 火気の使用又は取扱いに際し、監督をする権限
  - (9) その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

(自主事業)

第 24 条 乙は、特定公園施設の設置目的に合致し、かつ、管理運營業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施しなければならない。

- 2 乙は、自主事業を実施するに当たり、第 15 条に規定する事業計画書に当該事業内容を記載しなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(非常事態時の対応)

第 25 条 乙は、特定公園施設において、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに甲に報告するものとする。

- 2 前項の規定により措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、指定管理者による一般的な管理運營業務に属するものとして指定管理料に含めることが適当でないとき甲

が認めたものについては、甲が負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲乙協議して定める。

- 3 乙は、緊急時のマニュアルの作成、緊急連絡網の作成等を行い緊急時の対応について準備をしておかなければならない。

#### (文書の取扱い)

第 26 条 乙は、文書等（管理運営業務の実施のために、作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、乙の従事者が組織的に用いるものをいう。）を整理して保管し、重要なものは災害等に際し直ちに持ち出すことができるようにするとともに、紛失又は盗難の予防に必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、文書等の取扱いに際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 文書等を管理運営業務以外に使用しないこと。
  - (2) 甲の許可なく文書等を第三者に提供しないこと。
  - (3) むやみに文書等の複写又は複製をしないこと。
  - (4) 甲の許可なく文書等を管理運営業務の実施場所以外へ持ち出さないこと。
  - (5) 文書等に事故が発生した場合は、直ちに甲に報告すること。
  - (6) 管理運営業務が完了したときは、遅滞なく文書等を甲に引き渡すこと。ただし、甲が引き渡すことが適当でないと認める場合は、この限りでない。
  - (7) 管理運営業務が完了した場合において文書等の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を遅滞なく甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

#### (個人情報の保護)

第 27 条 乙は、管理運営業務の実施に当たり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の個人情報をいう。）を取り扱うときは、別紙「飾磨中央公園特定公園施設の管理に関する個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

#### (情報公開)

第 28 条 乙は、姫路市情報公開条例（平成 14 年姫路市条例第 3 号）の趣旨にのっとり、文書等を公開するよう努めなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による文書等の公開に係る手数料を徴収してはならない。
- 3 乙は、第 1 項の規定により文書等の写しの交付を行う場合は、写しの作成及び送付に要する費用を徴収することができる。

(変更の届出)

第 29 条 乙は、定款又は登記事項に変更があったときは、直ちにその内容を甲に届け出なければならない。

(管轄裁判所)

第 30 条 本協定に関する紛争（調停を含む。）については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 31 条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、年度協定書に定めるもののほか、甲乙協議の上定めるものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲： 兵庫県姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 清元 秀泰 印

乙：

代表法人 【住所】  
【商号】  
【代表者】 印

構成法人 【住所】  
【商号】  
【代表者】 印

構成法人 【住所】  
【商号】  
【代表者】 印

## 別紙

### 飾磨中央公園特定公園施設の管理に関する個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、この協定による管理業務（以下「管理業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に従い、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (用語の定義)

第2条 この飾磨中央公園の管理に関する個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）において使用する用語の意義は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）で使用する用語の例による。

#### (収集の制限)

第3条 乙は、管理業務を行うために個人情報を収集するときは、当該管理業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、管理業務の履行に当たって、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

#### (個人情報の保有及び管理主体)

第4条 管理業務を行うために必要な個人情報は別表1に掲げるものとする。また、これらにかかる保有及び管理主体については同表に定めるとおりとする。

2 乙は、前項の個人情報以外に個人情報を収集する場合は、甲に書面で報告しなければならない。

#### (個人情報の開示)

第5条 乙は自身が保有し管理主体となる個人情報のうち個人情報保護法第16条第4項に規定する保有個人データに該当するもので、本人から開示請求を受けたときは遅滞なく対応しなければならない。

2 甲は前項の規定について乙に対し、開示結果を甲に書面で報告を求めることができる。

#### (目的外利用・提供の制限)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を当該管理業務の履行の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第7条 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (秘密の保持)

第8条 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備等)

第9条 乙は、管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに、従事者が負うべき個人情報の保護に関し必要な事項について研修を実施しなければならない。

3 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者及び従事者の管理体制・実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。

4 乙は、前項の管理体制・実施体制を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第10条 乙は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適正な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(作業場所等)

第11条 乙は、管理業務を処理するために個人情報を取り扱う作業場所を定め、管理業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前2項の作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

(個人情報の運搬)

第12条 乙は、管理業務に関する個人情報を運搬するときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬すること等、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第13条 乙は、管理業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(媒体の管理等)

第14条 乙は、個人情報が記録されている媒体を、施錠可能な保管場所へ保管するなど、保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

(再委託)

第15条 乙は、管理業務を行うために個人情報を取り扱う業務を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に再委託する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、特記事項に定める甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう

め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。

2 乙は、前項の甲の承認を受けようとする場合には、甲が指定する様式により個人情報の取扱業務の再委託に係る承認申請を甲にしなければならない。

3 前項の承認申請を受けた場合において、甲は、承認をする場合には、条件を付することができる。

4 乙は、管理業務の一部を再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

5 乙は、管理業務の一部を再委託する場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(返還、消去又は廃棄等)

第16条 乙は、管理業務の終了時に、管理業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 乙は、管理業務が終了した場合において、管理業務において利用する個人情報の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でない認められる場合は、甲の承認を得て、消去し又は廃棄するとともに、物理的な破壊その他個人情報を復元あるいは判読ができないよう必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄の日時、消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(遵守状況の報告)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、この協定が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第18条 甲は、乙（管理業務の一部を再委託している場合は、再委託先を含む。以下この条において同じ。）が管理業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、乙の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙の特記事項に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 乙は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第19条 乙は、この協定に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応

計画を定めなければならない。

- 3 甲は、この協定に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

別表1（第4条関係）

個人情報	保有・管理主体
1 使用許可申請書	乙
2 公共施設予約システムに関するデータ	甲
3 使用料還付申請書	乙（市が還付を実施する場合は甲）
4 領収書（控）	乙
5 減免に関する申請書	乙
6 自主事業に関する個人情報	乙